平成３０年（フ）第６５１号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地の９　アーバンラフレ志賀23棟504号、従前の住所名古屋市中区栄２丁目５番11号　エシール白川903号
債務者　太田さつき
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６６９号
名古屋市緑区浦里４丁目229番地　県営鳴海住宅Ｄ棟404号
債務者　上田　晴美
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６７０号
名古屋市緑区浦里４丁目229番地　県営鳴海住宅Ｄ棟404号
債務者　上田　香里
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６３６号
名古屋市港区泰明町１丁目６番地の１　グランドヒルズ泰明町102号
債務者　伴野　智美（旧姓太田・中西）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１６０３号
千葉県八千代市八千代台西８丁目28番１号　ダイユウレジデンス八千代台102号室
破産者　渡邊　淳一
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１４０号
福岡市博多区住吉２丁目11番21号
破産者　合同会社ＳＵＭＩＹＯＳＨＩ　ＢＡＳＥ
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６０４号
千葉市中央区弁天３丁目３番２号　パークヒルズ303号、開始決定時の住所千葉市美浜区打瀬２丁目10番地　パティオス15番街308号
破産者　藤田　達彦
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５３号
千葉県船橋市咲が丘１丁目28番38―305号
破産者　中村　昇一
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２４９号
千葉県船橋市二和西５丁目14番26号
破産者　新開美代子
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４０４号
千葉県船橋市三咲４丁目７番19号　エレガンシアⅠ―104号
破産者　岡川　雄一
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８７号
福岡市中央区小笹５丁目20番５号
破産者　株式会社ＭＡＲＫＴ
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３９０号
福岡市中央区渡辺通２丁目３番３号ＳＡＳＡビル５Ｆ
破産者　株式会社ｇｉｆｔ
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３１０号
沖縄県浦添市港川２丁目14番１号
破産者　株式会社ブリリアント上田
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３号
北海道千歳市長都533番地の２
破産者　有限会社道央エフアールピー工業
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８６号
埼玉県草加市谷塚町1446―56
破産者　有限会社リハサポート
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１０８号
埼玉県草加市柿木町1284番地１
破産者　株式会社フジテック
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１３５号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番22棟207号
破産者　阪上　幸平
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１号
新潟県五泉市赤海２丁目１番23号
破産者　有限会社コラーボ
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４３号
山梨県甲府市国母２丁目10番12号、前本店所在地山梨県甲府市相生１丁目２番14号
破産者　有限会社山梨舞台芸術センター
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係